

山口県がん患者サポートブック

がんと 仕事とお金

第4版

あなたや家族ががんになっても
自分らしく過ごせるように…



message

がんになってから、生活が変わったりしていませんか？

旅行や家事、家族の行事、そして仕事。

仕事はただ収入を得るだけではなく、自分が自分らしくあるための大切な要素です。

このサポートブックは、がんを発症された方とご家族のために、仕事や助成・制度などお金に関する内容について紹介しています。

病気や仕事の状況、経済状態は一人ひとり異なりますが、このサポートブックを手がかりに、一人で悩まず、早い段階から適切な支援を得られ自分らしくお過ごしになれることを願っています。



病気になったからといって、
すぐに会社を辞める
必要はないかもしれませんよ。

丁寧に、根気強く説明して、
職場の方々に正しく
理解してもらいましょう。

生活を支えてくれる
様々な役立つ情報が
ありますよ。

不安な気持ち…
あなたに合った相談できる場を、
ぜひ活用してください。

治療や仕事の両立って
簡単なことではないですよ…
でも、あなたのやりたい気持ちを
応援したいです。

目次

1. 仕事のこと	8
(1) がん治療と仕事の両立	9
◇がんと診断された時の仕事に対する考え方	
◇職場の理解を得るためのコミュニケーション	
◇相談先を見つける	
〈コラム①〉段階的に復職した乳がん患者のAさん	
(2) 休職	12
◇休職とは	
◇あなたの職場で休職する場合の手続き	
◇休職したいことを職場に伝える方法	
◇休職期間中の健康保険の取り扱い	
◇休職期間中の収入の確保 その①	
◇休職期間中の収入の確保 その②	
〈コラム②〉通院治療に年休を使うことを考えていたBさん	
○もしもこんな時は・・・	
がんで休職中の降格による賃金の減額	
(3) 復職	15
◇復職する前の心構え その①	
◇復職が可能であることの証明	
◇復職した際の働き方（勤務体制）の確認	
◇復職する前の心構え その②	
◇復職後の通院や治療、休息	
○もしもこんな時は・・・	
不本意な配置転換を求められた時	
〈コラム③〉経済的負担から復職を焦った大腸がんのCさん	

(4) 解雇・退職 19

◇解雇を告げられた時

◆がん発症後の就労状況◆

◇解雇を告げられた時の対応

◆「がん」というイメージがもたらすもの◆

◇あなたの働きたい意思の伝え方 その①

◇あなたの働きたい意思の伝え方 その②

○もしもこんな時は・・・

会社と交渉が必要になった時

◇退職する時

◇退職前後の確認事項

〈コラム④〉退職を踏みとどまった多発性骨髄腫のDさん

(5) 再就職 24

◇あなたを活かす

◇あなたの身体の状態の確認

◆障害者雇用枠での就労◆

◇再就職に向けて



2. お金のこと（助成・制度）	28
(1) 医療費の負担を減らしたい	29
①高額療養費制度	
②高額療養費貸付制度	
③確定申告による医療費等の控除	
(2) 家族の状況にあう支援を受けたい	31
①傷病手当金	
②ひとり親家庭等医療費助成制度	
③国民健康保険一部負担金減免制度	
④生活保護	
⑤生活福祉資金貸付制度	
(3) 障害についての支援を受けたい	34
①障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金・傷害共済年金）	
②障害手当金（厚生年金）、障害一時金（共済年金）	
③身体障害者手帳	
(4) その他の制度	36
①被爆者医療	
②生活福祉資金（総合支援資金）	
③臨時特例つなぎ資金貸付	
④職業訓練受講給付金を受給しながらのスキルアップ	
⑤アピアランスケア推進事業助成金	
⑥妊よう性温存療法、温存後生殖補助医療に係る治療費助成	

3. 困ったときの相談窓口	38
◆ 医療や生活に関する相談窓口	39
・ がん相談支援センター	
・ がん総合相談窓口	
・ がん診療を行っている専門医療機関	
◆ 行政窓口	41
・ 市町がん相談窓口	
・ 年金事務所	
・ 医療保険の相談窓口	
・ 税務署	
・ 保健所（健康福祉センター）	
◆ 労働に関する相談窓口	45
・ 総合労働相談コーナー	
・ 山口産業保健総合支援センター	
・ 治療と仕事の両立支援相談窓口	
・ 労働ほっとライン	
・ 山口県社会保険労務士会	
・ 法テラス山口	
・ ハローワーク（公共職業安定所）	
◆ 障害者における相談窓口	50
・ 山口障害者職業センター	
・ 障害者就業・生活支援センター	

◆その他の相談窓口51

- ・市町社会福祉協議会
- ・弁護士会・社会保険労務士会

【参考】

◆労働紛争対応窓口52

- ・厚生労働省山口労働局
- ・紛争調整委員会
- ・山口県労働委員会
- ・労働紛争解決センター山口
- ・労働審判委員会

インターネット情報53

☆がん情報サービス

☆がん対策情報センター

☆治療と仕事の両立支援ナビ

☆治療と仕事の両立支援（独立行政法人 労働者健康安全機構）

☆山口県のがん対策ホームページ



1

仕事のこと

(1) がん治療と仕事の両立

仕事を続けられるかどうか心配だな・・・



治療生活と仕事の両立ができないか、
ゆっくりと考えてみましょう

◇がんと診断された時の仕事に対する考え方

がんになったからといって、仕事を辞めるかどうか、重要な決断を早急にするのは避けましょう。

働く人々にとって、仕事は収入を得るという目的だけではなく、自分が自分らしくいられる場であったり、自分の存在価値を見いだせる場でもあります。治療に専念したいという気持ちもあるでしょうが、治療生活と仕事との両立ができないか、ゆっくり考えてみましょう。

◇職場の理解を得るためのコミュニケーション

治療中も治療終了後も、体調は変化します。体調の変化に応じて仕事の内容を調整できるよう、周囲の人々とコミュニケーションをとっておくことが、とても大切です。何も言わなくても察して欲しいと思うかもしれませんが、それは非常に難しいことです。エネルギーが要ることはありませんが、自分の状況をできるだけ分かりやすく、職場の上司や同僚に伝える努力をしましょう。

○上司や人事担当者など企業側に、以下のような内容を伝えることが有効です。

- ◆短時間勤務など勤務時間の調整が必要か
- ◆業務内容の変更・調整が必要か
- ◆通常の業務形態に戻るのはいつ頃なのか

治療による副作用には、時間の経過と共に改善してくるものもあれば、改善しないものもあります。職場の人々に説明できるよう、主治医や看護師に具体的に質問して情報を得るようにしてください。

<質問例>

「○○のような仕事内容をして大丈夫でしょうか？」

「この症状は治療による副作用ですか？」

「いつ頃になれば、△△の症状は治まって、生活に支障がない状態になりますか？」 等

◇相談先を見つける

あなたのことを話せる相談先を見つけましょう。相談内容によって以下のような相談先があります。

「3. 困った時の相談窓口」(P38)も参考にしましょう。

- 業務内容の調整など
 - ・職場の人事課
 - ・産業医（50人以上の事業場）
- 職場でのトラブルや悩み
 - ・総合労働相談コーナー（山口労働局）
 - ・社会保険労務士・弁護士
- 治療や副作用について
 - ・主治医や専門医、看護師

コラム①

段階的に復職した乳がん患者のAさん

休職制度を使って約1年間抗がん剤治療を受けたAさん。治療の終了が近づいた頃から、職場の人に現在の体調を具体的に伝えていました。職場復帰の初日は週に1回、午前中の勤務でしたが、思っていた以上に疲れたそうです。

しかし、午前中勤務を1日勤務に、週に1回を2回・3回にと、職場の理解のもと、勤務時間を段階的に増やしていった結果、復職から4ヵ月後には以前と同様の勤務形態に戻すことができました。「仕事をしているからこそ、休日を楽しむことができる」と話したAさんは、明るい表情をしていました。



(2) 休職

思いきって、仕事をしばらく休んで
治療に専念することもひとつの方法かな…



©山口県

仕事を休む前、休み中の手続きなどについて確認しておきましょう

◇休職とは

業務外の私傷病（仕事をもとになって病気になる労働災害ではなく、私的な理由によって起こった病気）による欠勤が一定期間（2ヵ月～6ヵ月程度）に及びそうな場合または及んだとき、休職に入るとするのが通例です。

◇あなたの職場で休職する場合の手続き

休職制度は、労働法規に規定されていません。休職制度が設けられているかどうか等の休職期間や当期間中の賃金の取扱い等の内容は、企業ごとに異なります。

まず就業規則の休職の規定内容を把握してみましょう。

◇休職したいことを職場に伝える方法

休職に入る前に、上司や人事担当者と話し合いを行い、報告の頻度や内容について取り決めをしておきます。

休職期間中の職場へは、月1回程度、治療の状況や見通しについて報告する場合があります。

病状にもよりますが、必要時には仕事の助言を求められることもあるかもしれません。無理のない範囲で、職場とのつながりを大切にしましょう。

◇休職期間中の健康保険の取り扱い

休職中でも社会保険料の負担分（本人分）は発生しますので、健康保険料（年金保険料など支払いが必要なものを含む）の支払方法についても取り決めておきましょう。

（例）

毎月20日が給与締日になっているので、社会保険料の自己負担分を21日から末日までの間に、会社の口座に振り込むことにしました



◇休職期間中の収入の確保 その①

休職中は無給となることが多いので、労務不能の状態が続く4日目から健康保険からの傷病手当金（標準報酬日額の3分の2相当額、受給期間 最長1年6ヵ月）を受け取ることができます。

傷病手当金についての詳しいことは、「お金」の項（P28）に掲載します。

国民健康保険には、傷病手当金の制度はありませんが、自治体によっては助成を行っているところがありますので、必要に応じて確認してください。

◇休職期間中の収入の確保 その②

生命保険をかけておられますか？

病気療養の期間中に、受け取れる保険給付金を確認しておくこともおすすめします。

コラム② 通院治療に年休を使うことを考えていたBさん

子宮頸がんと診断され、手術を受けたBさん。

手術までの通院に年休を使っており、手術後に予定されている抗がん剤治療にも年休を使おうとBさんは考えていました。Bさんには小学生の子どもが2人いらっしゃいました。学校の行事に参加するためには、年休が必要です。治療生活だけでなく、家族との生活も視野に入れて、上手に年休や休職制度を利用することをお勧めしました。

治療のことで頭がいっぱいになっていたBさんは、「そうだった。子どもの卒業と入学があるから、年休を残しておかないと」と我に返った様子でした。

○もしもこんな時は・・・

◆がんで休職中の降格による賃金の減額◆

降格には、職位の引下げ（例：課長から係長へ）、社内の資格制度上の資格の引下げ（例：主事から主事補へ）があります。

また、降格は諸手当の引下げを伴うことが多いです。就業規則上の根拠なしに、賃金の減額を行い得るかどうかについては、様々な考え方があるところですが、従業員としては、正当な根拠（業務成績の不良等）なしに、降格になるのは困ります。

降格の規定を調べ、降格の是非、理由に関して会社と話し合うことが望ましいでしょう。

(3) 復職

主治医からの許可も出だし、
そろそろ仕事に復帰してみようかと
考えています…



その気持ち、応援します！
だからこそ、仕事に復帰する前に
確認しておきましょう

◇復職する前の心構え その①

回復の度合いに応じて、ゆっくりと仕事に慣れていくことが必要です。

体調不十分なままの復職や、復職した“スタート”からいきなり“ダッシュ”するのは禁物です。

結果的に自分自身に無理が生じることがないようにしましょう。

仕事（業務）内容は、今の身体の状態に適しているでしょうか？

勤務時間の増やし方を検討する必要はないでしょうか？

まずは、主治医に具体的な業務内容を伝え、よく相談しましょう。

◇復職が可能であることの証明

復職に当たっては、診断書の提出を求められることがあります。

その際に、労働環境や条件に配慮してもらいたいことがあれば、診断書に書いてもらっておくとよいでしょう。

診断書に書いてもらわない場合でも、自分がどのような働き方なら大丈夫なのか、メモなどにまとめて整理しておくといよいでしょう。

◇復職した際の働き方（勤務体制）の確認

主治医や産業医（事業所にいる場合）の意見を参考にして、上司や人事担当者と話合いをし、

「どこまでできるか」、「どのような配慮が必要か」等について率直に伝え、合意を得るようにしましょう。

元々は、営業で外まわりをしていました。長距離の車の運転は今の僕にはきつそうなので、しばらくは事務所での仕事に替えてもらいました。



◇復職する前の心構え その②

復職に伴う不安が先行して、思い悩んでしまい、いつも以上に神経質になることもあるでしょう。

自分ひとりだけで抱え込まず、身近に相談できる人をみつけましょう。そして、落ち着いて対応するようにしましょう。

◇復職後の通院や治療、休息

復職後も定期的な身体のチェックは大切です。

通院を継続するためには、様々な工夫が必要です。

受診予約日や時間帯、体調不良時の対応方法についても確認しておきましょう。

また、治療を継続しながら働く場合でも、治療の作用・副作用を十分に理解しておきましょう。

有給休暇や職場に短時間勤務制度（遅出・早退等）がある場合は、有効的に活用しましょう。

自分のペースで働き続けることを守るためには、十分な休息を確保することも大切な『しごと』です。

○もしもこんな時は・・・

◆がんの治療をしながら勤務しているが、
不本意な配置転換を求められた時◆

従業員に配置転換を求めることは、会社の指揮命令権に含まれています。

この配置転換が、指揮命令権、人事権の濫用に当たるかどうかポイントです。また、賃金（手当等）の引下げを伴うことがあります。作業内容が軽くなったことによる引下げであれば、受け入れざるを得ない場合が多いでしょう。

体調の回復後に再度の配置転換が認められるかどうか等について、会社に相談してみましょう。

コラム③ 経済的負担から復職を焦った大腸がんのCさん

がんの治療にも、辛い症状をとる治療にも、医療費がかかってきます。薬の代金を考えるだけでも、「早く仕事を再開しなくては！」と焦っていたCさん。

ですが、日常生活を不自由なく送れることと、仕事ができることとは、イコールの関係ではありません。Cさんと一緒に痛みの程度と仕事内容、気持ちの焦りについて考え、仕事復帰の段階にはないことを認識されました。

それから1か月後、「子供の行事で体力がまだまだ回復していないことに気づきました。焦って復職したら、他の人に迷惑をかけてしまい、精神的に辛くなっていたでしょうね」と復職を遅らせた判断で良かったと話されました。



(4) 解雇・退職

がんになったことが理由で
仕事を辞めなきゃならないのか…



あなたにとって“働くこと”の意味
をもう一度整理してみましょう

◇解雇を告げられた時

働いている人やその家族にとって大変な事態をもたらすために、安易な解雇はできないようになっていきます。解雇するためには客観的に合理的な理由が必要なのです。

「心身の状況が、業務に堪えない」、あるいは「就業状況又は勤務成績が著しく不良で就業に適さない」状態のときは解雇するという規定が、就業規則に設けられているのが通例です。

◆がん発症後の就労状況◆

がんサバイバーに向けた調査 [キンサー・リユウシヨツ[®] ・2011年] によると、がんになったことにより就労状況が変わった人が半数以上で、そのうち解雇となった人が11%となっています。

◇解雇を告げられた時の対応

まず、解雇日までに予告期間が30日間あるか、または、予告に代わる手当の支払いがあるかを確認しましょう。

労働基準法で定められたこれらの手続きが守られていない場合や解雇されることに納得できない場合には、会社にその旨を説明するとともに、最寄りの労働基準監督署または総合労働相談コーナーに相談してみましょう。

がんにはなったけど…
まだまだ働けそうな気がするのに…



©山口県

“働くこと”は、
あなた自身の生き方（暮らし方）に
もつながる大切なことです
だからこそ、慎重に、ていねいに…

◆「がん」というイメージがもたらすもの◆

「がん＝死」というような誤った考え方やイメージに基づいて、必要以上に雇用者側が過剰な反応を示すことがあります。それは、雇用契約の目的である「労務の提供」ができないと誤解する可能性にもつながります。

◇あなたの働きたい意志の伝え方 その①

まずは、あなた自身が働き方について、がんの正しい情報をもとに自信を持ちましょう。

主治医や医療関係者の意見や指導も得て、上司や人事担当者等に説明をします。

産業医がおられる事業所であれば、相談してみられることもおすすめします。

◇あなたの働きたい意志の伝え方 その②

就業規則の規定内容を確認したうえで、雇用者側の意向や主張をよく聴きとりましょう。

○もしもこんな時は・・・

◆会社と交渉が必要になった時◆

交渉に当たっては、冷静でねばり強い態度で臨みます。

雇用者側も労働法規を熟知していなかったり、誤解していることもあります。

もしそうであれば、その点を伝え、自分の考えや希望を伝えるようにします。

交渉がある程度進んでくると、

- ・あくまで復職を求めるか
- ・解決金（例 給与の数ヵ月分の上乗せ支給）の支払いを得て退職するのか

といった方針を決めなくてはならない時期が来ます。



◇退職する時

退職には、「依願退職」と「勧奨退職」があります。

○依願退職

「自己都合(自分の意思)で会社を辞めたい」と申し出ることが、依願退職です。

労働者の意に反して辞表を出させるという取扱いは、合意の上での退職とは言えません。

○勧奨退職

勧奨退職は、「会社を辞めたらどうか」という勧めであって、これに応じるかどうかは、労働者の自由です。

勧奨にあたっては、多人数で取り囲んで、長時間にわたって退職を迫るような行為は、してはいけません。

あくまでも本人の自由意思で決められることが大切です。念のため、いつ、だれが、どのような発言をしたかを、記録しておきましょう。

◇退職前後の確認事項

退職に伴って、以下のことを確認しておきましょう。

【例】

有給休暇が残っていませんか？

傷病手当金の受け取り資格は得られていますか？

退職金の受け取りは確認できていますか？

退職後の生活費及び医療費の見通しはどうですか？

健康保険は、どのように加入しなおしますか？

雇用保険の受給や受給期間の延長手続を確認しましたか？ 等

『かばんは、いつでも置ける』の言葉を糧に、しばらく仕事を続けました。しかし、このごろ通勤により身体がきつくなり、退職してキャリアが活かせる仕事への転職を考え始めています。これからのことを家族や職場の人事担当者と相談して決めていきます。



コラム④ 退職を踏みとどまった多発性骨髄腫のDさん

退職まであと3年という時期に、病気が発症したDさん。治療に専念するために、仕事を辞めようかと迷っていましたが、職場の人たちの勧めで退職せず、休職制度を利用しました。約1年にも及ぶ治療とリハビリを終えた後、Dさんは職場に復帰することができました。

「あの時辞めなくて良かった。完治していない状態なので、時間があると病気のことを考えてしまう。仕事に打ち込めるおかげで、気持ちが落ち込まずに済んでいる」と明るい表情で話していました。周囲の人々の理解が、Dさんの心の安定をもたらしたのだと感じました。

(5) 再就職

今の状態で働くとしたら、
どんな就労先が適しているのかな…



©山口県

あなたに合った就職先の見つけ方や
働き方の工夫を考えてみましょう

◇あなたを活かす

これまでの就労において経験してきたことや得意分野はどんなことでしょうか？

治療を続けながら働くことを両立させるとしたら、どんな仕事や働き方ができそうでしょうか・・・

たとえば、薬を飲んで仕事をする場合、その副作用には、手先のしびれや痛み、眠気、食欲低下、吐き気を伴うものもあります。

いくら興味のある仕事でも担い手としてその職務を遂行できるかどうか大切です。

あなた自身の活かし方を客観的に整理してみましょう。



◇あなたの身体の状態の確認

がんの部位や種類によって、音声・言語、腎臓、膀胱、直腸、肝臓等の機能に障害が生じることがあります。

これらの場合、身体障害者手帳を受けとることによって、障害者枠による就労が可能となります。

◆障害者雇用枠での就労◆

障害者の法定雇用率が令和5年度から2.7%になりました。
(ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度は2.3%、令和6年度から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げとなる)

障害者雇用への関心が高まり、就労者も増えています。

【支援機関の例】

- ・ハローワーク（公共職業安定所）の障害者職業相談窓口（P49）
- ・山口障害者職業センター（防府市所在）（P50）
- ・障害者就業・生活支援センター（県下6ヵ所）等（P50）

◇再就職にむけて

応募した求人の職務を十分に行えるのであれば、履歴書へ病気に関する記載は基本的には不要でしょう。

しかし、抗がん剤の投与による副作用や、定期的な入院・通院が必要な場合には、面接時に「一定の配慮をしてもらえれば、労務提供ができる」ことを伝えましょう。きちんとしたコミュニケーションを図っておくことは重要であり、採用された後にも有効です。

職務内容や就労条件の折り合い方について心配なことがあれば、かかりつけの医療機関のスタッフに相談するとよいでしょう。

また、就職活動については、最寄りのハローワークで相談してみましょう。仕事の探し方や応募書類の書き方をはじめ、仕事に関するさまざまな相談に応じ、担当者制などのきめ細かい就職支援を行っています。

また、県民局でも再就職のためのキャリアカウンセリングを受けることができます。

平日に公休がある職場へ転職しました。
病院とも相談して、受診日や薬の処方期
間を調整してもらいました。

今は慣れることが第一です。
少しゆとりが持てたら、会社に勧められ
た資格にも挑戦してみたいです。





2

お金のこと
(助成・制度)

(1) 医療費の負担を減らしたい

がんの治療では手術や抗がん剤など、医療費が高額になることがあり、医療費の支払いも大きな問題の一つです。安心して治療を受けるために次のような様々な制度があります。

早い段階から、がん相談支援センター（P39）や病院の相談窓口にご相談しましょう。

① 高額療養費制度

高額療養費制度を利用すると、1カ月間（1日～月末まで）の医療費（食事代や居住費、差額ベッド代、保険診療対象外の費用は除きます^{※1}）の自己負担額が、一定の限度額を超えた場合に、申請により超えた分が払い戻される制度です。

※1 食事代や居住費、差額ベッド代、保険診療対象外の費用は、高額療養費制度の対象外ですので、「自己負担限度額」とは別に負担することとなります。

限度額適用認定証を活用すると、払い戻しではなく医療機関での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

なお高額療養費制度の自己負担限度額は、年齢や収入によって異なりますので、詳しくは加入している各医療保険の窓口を確認してください。

申請に必要なもの

- ・申請書（各窓口にあります）
- ・保険証
- ・印鑑
- ・医療費を支払った領収証
- ・振込口座のわかるもの
- ・その他（保険者によって、課税証明等が必要な場合あり）

問合せ先：加入している各医療保険の窓口（P43）

② 高額療養費貸付制度

窓口で医療費（保険適用分）の自己負担を支払うのが困難な人に対し、医療費の自己負担分の一部を、無利子で保険者が貸し付ける制度です。

ただし、加入する医療保険によっては利用できない場合があります。

③ 確定申告による医療費等の控除

1年間（1月1日～12月31日）に一定額を超える医療費を支払った場合、申告すれば税金を軽減できます。

なお軽減できる額は、所得金額等によって異なりますので、詳しくは居住地を管轄する税務署に確認してください。

- A) 該当しそうな領収書やレシートが必要です。
- B) 高額療養費制度では対象とならない費用も該当します。
- C) 勤務先の年末調整とは別に、ご自身で確定申告をする必要があります。

※確定申告期間は、毎年2月16日～3月15日です。

なお還付申告については2月15日以前でも行います。

問合せ先：居住地を管轄する税務署（P44）

(2) 家族の状況にあう支援を受けたい

① 傷病手当金

会社員や公務員などが病気やケガをして働けないとき、療養中の生活の保障として休業1日につき標準報酬日額の3分の2が保険者から支給されます。支給される期間は、支給開始日から最長1年6ヵ月です。すでに退職してしまった人でも、当時加入していた保険から、さかのぼって傷病手当金を受けられます。ただし、1年以上その保険に加入していたことなどが条件になります。

【対象となる人】

被用者保険（健康保険、共済組合、船員保険）の被保険者本人で、A)～C)に該当する人。

- A) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- B) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- C) 休業した期間について給与の支払いがないこと

問合せ先：加入している各医療保険の窓口（P43）

② ひとり親家庭等医療費助成制度

母子・父子家庭や父母のいない子どもの医療費の負担を軽減します。保険適用の自己負担額の一部が助成されます。ただし、入院時の食事代、差額ベッド代などは対象になりません。

【対象となる人】

配偶者がなく、満20歳未満の子を養育している人
子にあっては、18歳未満
(ただし、高校在学中の方は20歳未満まで)
市町によって利用できる人の範囲、自己負担の金額が異なります。保護者等の所得制限があります。

問合せ先：市町の児童福祉の窓口

③ 国民健康保険一部負担金減免制度

特別な理由（災害・失業など）があるために、一時的に著しく生活が困難になったと認められるときは、医療費の一部負担金の減免を申請することができます。この制度は、市町が独自に基準を定めて実施しています。

問合せ先：市町の国民健康保険の窓口

④ 生活保護

国が生活に困るすべての国民に対して、その生活の困り具合に応じた最低限度の生活を保障するとともに、自分自身で生活をしていくことを助けてくれます。生活保護は原則として世帯を対象として、その世帯が住んでいる地域、世帯の構成や年齢により国が定めた保護基準によって生活費等が支給されます。ただし、その世帯に収入がある場合は、最低生活費に足りない額を補うかたちで生活保護費が支給されます。原則として、書面申請をした日から適用開始となります。

【対象となる人】

就労できず、生活費に困り生活していくことが困難な人

問合せ先：市町の生活保護の窓口

⑤ 生活福祉資金貸付制度

金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な世帯に対する貸付制度です。生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4つの種類があり、具体的な利用目的がある場合に該当の資金種類の貸付を行います。それぞれの資金には、貸付の条件、基準が定められています。

【対象となる人】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

問合せ先：市町社会福祉協議会（P51）

(3) 障害についての支援を受けたい

① 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金）

公的年金制度には、3つの年金があります。その3つとは老齢、遺族、そして障害です。障害を理由に労働能力、日常生活能力に制限を受ける場合に受給する年金のことを障害年金といい、がん患者さんでも受けられる場合があります。障害基礎年金については障害年金の1・2級相当の方で、障害厚生年金・障害共済年金は障害年金の1～3級相当の方が該当します。受給するための手続き、問い合わせ窓口は下記のとおりです。

- A) 障害年金を受ける際には、初めて病院にかかった日（初診日）が大事になるのでメモなどを取っておきましょう。また通院・入院の記録などを取っておくことも大事になります。
- B) 障害年金では初診日から起算して1年6カ月を経過した日を『障害認定日』と呼び、そこでの疾病、障害の状況を評価することとなります。但し傷病が治った場合と傷病の症状が固定し、治療の効果が期待できないと判断される場合は、そこを『障害認定日』として扱います。
- C) 年金制度は複雑な制度ですので、場合によってはご利用の医療機関のがん相談支援センターなどにも相談しましょう。

問合せ先：市町の国民年金窓口、共済組合窓口 年金事務所

② 障害手当金（厚生年金）、障害一時金（共済年金）

障害手当金とは、初診日に厚生年金に加入中の方で3級よりも軽い障害で、障害手当金の条件に該当する場合に一度だけ支給される手当です。障害一時金とは、初診日に共済年金加入中の方で障害一時金の条件に該当する場合に一度だけ支給される手当です。

問合せ先：厚生年金加入者は、お近くの年金事務所（P42）
共済年金加入者は、各共済組合窓口

③ 身体障害者手帳

ストマの造設や人工喉頭などがん患者に関連する障害により身体障害者手帳に該当する場合があります。身体障害者手帳を取得することによって、社会的なメリットを得ることができます。市町窓口、病院のがん相談支援センターなどに相談するとよいでしょう。

※ 現行の身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付対象部位は下記のとおりです。

1. 視覚障害
2. 聴覚又は平衡機能の障害
3. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害）

問合せ先：市町の障害福祉窓口

(4) その他の制度

① 被爆者医療

被爆者とは、広島、長崎で被爆し、被爆者健康手帳の交付を受けた方をいいます。また、被爆者の胎児であった方も被爆者とみなされます。被爆者としての認定を受けるには被爆者健康手帳の申請が必要です。

被爆者健康手帳により健康診断の実施、一般疾病医療費自己負担分の支給と『認定被爆者』に認定疾病の医療費の負担分の支給がされます。また各種手当が条件により支給されます。

問合せ先：最寄りの保健所（健康福祉センター）（P44）

② 生活福祉資金（総合支援資金）

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対し、継続的な相談支援と生活費及び必要な資金の貸付けを行うことにより、自立に向けた支援を行います。

貸付けを希望する場合は、貸付要件等がありますので、お住まいの各市町社会福祉協議会（P51）にご相談ください。

③ 臨時特例つなぎ資金貸付

離職者を支援するための公的給付制度（失業等給付、住宅支援給付等）又は公的貸付制度（総合支援資金貸付等）を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの間のつなぎ資金の貸付けを行います。

貸付けを希望する場合は、貸付要件等がありますので、お住まいの各市町社会福祉協議会（P51）にご相談ください。

④ 職業訓練受講給付金を受給しながらのスキルアップ

職業訓練受講給付金とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために国が求職者を支援する制度です。

給付金を希望する場合は、給付要件がありますので、最寄りのハローワーク（P49）にご相談ください。

⑤ アピアランスケア推進事業助成金

県では、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化に対するケアを通じ、社会参加を支援し、がん患者のQOL向上を図るため、がん治療により脱毛した場合のウィッグや乳房切除された場合の補整下着等の購入費を助成しています。

また、県事業のほかにも、市町事業でウィッグ等の購入費を助成している市町もあります。

助成を希望する場合は、対象要件がありますので、県医療政策課、もしくは各がん相談支援センター（P39）にご相談ください。

⑥ 妊よう性温存療法、温存後生殖補助医療に係る治療費助成

県では、妊よう性温存療法、温存後生殖補助医療のうち、医療保険の対象にならない費用の一部を助成しています。

助成を希望する場合は、対象要件がありますので、県医療政策課にご相談ください。



©山口県

3

困ったときの 相談窓口

◆医療や生活に関する相談窓口

【がん相談支援センター】

各がん診療連携拠点病院等（P40）に設置されている「がんの相談窓口」で、患者さんや家族、あるいは地域の方々にがんに関する情報を提供したり、相談にお応えしています。がん専門相談員としての研修を受けたスタッフが、信頼できる情報に基づいて、がんの治療や療養生活全般の質問や相談をお受けしています。

センターが設置されている病院で診療を受けていない方もご利用いただけます。相談料は、無料です。

相談支援センター名	住所	電話番号	対応時間・曜日
岩国医療センター がん相談支援センター (地域医療連携室)	岩国市愛宕町 1-1-1	0827-35-5645 (直通)	月曜日から金曜日 8:30～17:00
周東総合病院 がん相談支援センター	柳井市古開作 1000-1	0820-22-3456 (代表)	月曜日から金曜日 8:30～17:00
徳山中央病院 がん相談支援センター	周南市孝田町 1-1	0834-34-8821 (直通)	月曜日から金曜日 8:30～17:15
山口県立総合医療センター がん相談支援センター	防府市大崎 10077	0835-22-5145 (直通)	月曜日から金曜日 8:30～17:15
山口大学医学部附属病院 がん相談支援センター	宇部市南小串 1-1-1	0836-22-2473 (直通)	月曜日から金曜日 9:00～17:00
山口宇部医療センター がん相談支援室	宇部市東岐波 685	0836-58-2100 (直通)	月曜日から金曜日 8:30～17:15
山口県済生会下関総合病院 がん相談支援センター	下関市安岡町 8-5-1	083-262-2300 (代表)	月曜日から金曜日 8:30～17:00
長門総合病院 がん相談支援センター	長門市東深川 85	0837-22-2518 (直通)	月曜日から金曜日 8:30～17:00
都志見病院 がん相談窓口	萩市江向 413-1	0838-22-2878 (直通)	月曜日から金曜日 8:15～17:00

【がん総合相談窓口】

がんに関する不安や悩みについて、医療のことだけでなく、仕事から生活に関することまで、安心して療養できるように支援する窓口です。相談料は無料です。

- 電話番号 0835-28-7090
- 相談時間 平日9時～12時・13時～16時
- 相談方法 主に電話による相談

【がん診療を行っている専門医療機関】

県では、安心して納得のいく質の高いがん医療が、県内で等しく提供される体制を構築するため、それぞれの圏域において専門的ながん医療の提供、連携体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を担う「がん診療連携拠点病院等」を全ての2次医療圏域に計9か所整備しています。

- ・都道府県がん診療連携拠点病院〔国指定〕

病院名	住所	電話番号
山口大学医学部附属病院	宇部市南小串 1-1-1	0836-22-2111(代表)

- ・地域がん診療連携拠点病院〔国指定〕

病院名	住所	電話番号
岩国医療センター	岩国市愛宕町 1-1-1	0827-34-1000(代表)
周東総合病院	柳井市古開作 1000-1	0820-22-3456(代表)
徳山中央病院	周南市孝田町 1-1	0834-28-4411(代表)
山口県立総合医療センター	防府市大崎 10077	0835-22-4411(代表)
山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町 8-5-1	083-262-2300(代表)

- ・地域がん診療病院〔国指定〕

病院名	住所	電話番号
長門総合病院	長門市東深川 85	0837-22-2220(代表)
都志見病院	萩市江向 413-1	0838-22-2811(代表)

- ・特定領域がん診療連携推進病院（肺がん）〔県指定〕

病院名	住所	電話番号
山口宇部医療センター	宇部市東岐波 685	0836-58-2300(代表)

◆行政窓口

【市町がん相談窓口】

住民からの健康相談に応じ、保健指導等を行う窓口です。

※がん検診担当課を掲載しています。福祉や年金等に関する
問い合わせは、それぞれの担当窓口に連絡してください。

市町名	担当課	電話番号
下関市	健康推進課	083-231-1935
宇部市	健康増進課	0836-31-1777
山口市	健康増進課	083-921-2666
萩市	健康増進課	0838-26-0500
防府市	健康増進課	0835-24-2161
下松市	健康増進課	0833-41-1234
岩国市	健康推進課	0827-24-3751
光市	健康増進課	0833-74-3007
長門市	健康増進課	0837-23-1133
柳井市	健康増進課	0820-23-1190
美祢市	健康増進課	0837-53-0304
周南市	健康づくり推進課	0834-22-8553
山陽小野田市	健康増進課	0836-71-1814
周防大島町	健康増進課	0820-73-5504
和木町	保健相談センター	0827-52-7290
上関町	保健福祉課	0820-62-0324
田布施町	保健センター	0820-52-4999
平生町	保健センター	0820-56-7141
阿武町	健康福祉課	08388-2-3113

【年金事務所】

個人の年金相談は、全国どこの年金事務所でも受けることができます。詳しくは、直接事務所にお問い合わせください。

事務所名	住 所	電話番号
岩国年金事務所	岩国市立石町 1-8-7	0827-24-2222
徳山年金事務所	周南市新宿通 5-1-8	0834-31-2152
山口年金事務所	山口市吉敷下東 1-8-8	083-922-5660
宇部年金事務所	宇部市港町 1-3-7	0836-33-7111
下関年金事務所	下関市上新地町 3-4-5	083-222-5587
萩年金事務所	萩市江向 323-1	0838-24-2158

【医療保険の相談窓口】

医療保険の 名称	対象者	お問い合わせ先		
		事務所名	住所	電話番号
組合管掌健康 保険 (組合保険)	健康保険組合を設 立した会社に所属 する社員及びその 扶養家族	各健康保険組合窓口		
全国健康保険 協会管掌健康 保険協会 (協会けんぽ)	健康保険組合を設 立していない会社 に所属する社員及 びその扶養家族	全国健康保険協会 山口支部	山口市小郡下郷 312-2 山本ビル第3	083-974-0530
船員保険	船舶所有者に使用 される船員及びそ の扶養家族	全国健康保険協会 船員保険部	東京都千代田区 富士見 2-7-2 ステージビル ディング 14 階	0570-300-800 (PHS・IP 電話 ご利用の方 03-6862-3060)
共済組合	公務員、独立行政 法人職員、日本 郵政株式会社等職 員、私立学校職員、 及びその扶養者	各共済組合担当窓口		
国民健康保険 (国保)	農業漁業者、自営 業者、自由業者、 職場の健康保険に 加入していない人	市町国保：市町の国民健康保険の窓口 国保組合：各国保組合の窓口		
後期高齢者 医療制度	75 歳以上の方 (75 歳の誕生日当 日から) 65 歳以上 75 歳 未満で一定の障害 がある方(後期高 齢者医療制度の障 害認定を受けた日 から)	各市町の後期高齢者医療の窓口		
		山口県後期高齢者 医療広域連合	山口市大手町 9-11 山口県自治会館 4 階	083-921-7110

【税務署】

医療費控除の手続きは、住所地を所轄する税務署で行います。

事務所名	住 所	電話番号
岩国税務署	岩国市麻里布町 7-9-37	0827-22-0111
柳井税務署	柳井市柳井 3745-1	0820-22-0277
光税務署	光市虹ヶ浜 3-10-1	0833-71-0166
徳山税務署	周南市今宿町 2-35	0834-21-1010
防府税務署	防府市緑町 1-2-12	0835-22-1400
山口税務署	山口市中河原町 6-16 (山口地方合同庁舎 2 号館)	083-922-1340
宇部税務署	宇部市常盤町 1-8-22 (宇部市役所庁舎 2 階)	0836-21-3131
厚狭税務署	山陽小野田市大字鴨庄 111-1	0836-72-0180
萩税務署	萩市唐樋町 3-7	0838-22-0900
長門税務署	長門市東深川 964-1	0837-22-2441
下関税務署	下関市竹崎町 4-6-1 (下関地方合同庁舎)	083-222-3441

【保健所（健康福祉センター）】

被爆者医療等の専門的な相談窓口です。

事務所名	住 所	電話番号
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1523
柳井健康福祉センター	柳井市南町 3-9-3	0820-22-3631
周南健康福祉センター	周南市毛利町 2-38	0834-33-6425
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東 3-1-1	083-934-2531
山口健康福祉センター 防府保健部	防府市駅南町 13-40	0835-22-3740
宇部健康福祉センター	宇部市琴芝町 1-1-50	0836-31-3202
長門健康福祉センター	長門市東深川 1344-1	0837-22-2811
萩健康福祉センター	萩市江向 531-1	0838-25-2663
下関市立保健所	下関市南部町 1-1	083-231-1366

◆労働に関する相談窓口

【総合労働相談コーナー】

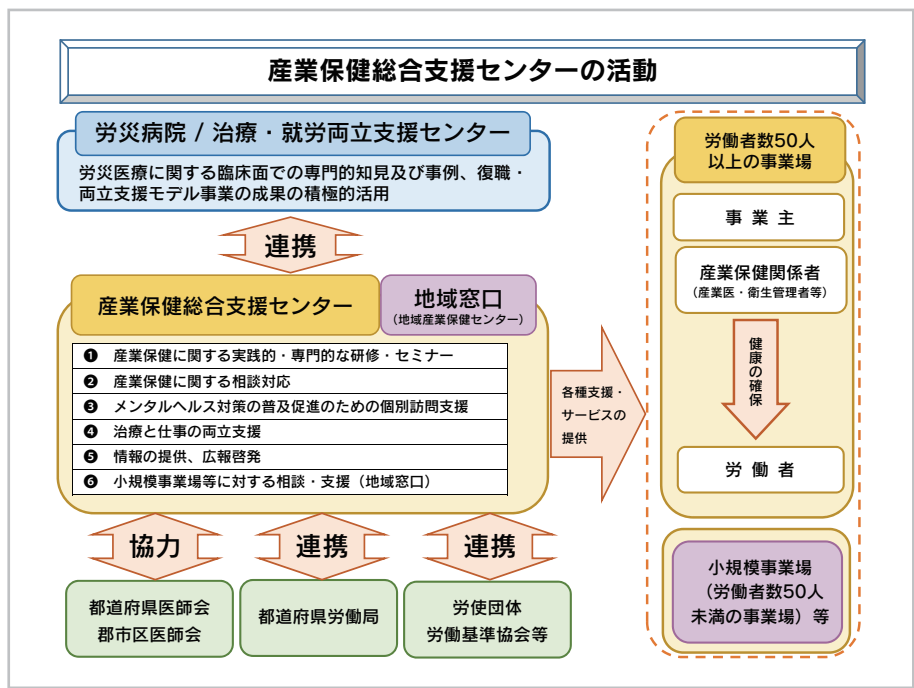
労働に関する相談を受け付けています。

事務所名	住 所	電話番号
山口労働局 総合労働相談コーナー	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館 雇用環境・均等室内	083-995-0398
下関総合労働相談コーナー	下関市東大和町 2-5-15 下関労働基準監督署内	083-266-5479
宇部総合労働相談コーナー	宇部市新町 10-33 宇部地方合同庁舎 宇部労働基準監督署内	0836-31-4509
徳山総合労働相談コーナー	周南市速玉町 3-41 徳山労働基準監督署内	0834-21-1788
下松総合労働相談コーナー	下松市西市 2-10-25 下松労働基準監督署内	0833-41-1780
岩国総合労働相談コーナー	岩国市中津 2-15-10 岩国労働基準監督署内	0827-24-1133
山口総合労働相談コーナー	山口市中河原 6-16 山口地方合同庁舎 1 号館 山口労働基準監督署内	083-600-0370
萩総合労働相談コーナー	萩市平安古町 599-3 萩地方合同庁舎 萩労働基準監督署内	0838-22-0750

【山口産業保健総合支援センター】

研修・セミナーの開催、産業保健に関する様々な相談対応並びに治療と仕事の両立支援等の各種産業保健サービスの提供を行っています。

また、県内9カ所（岩国・下松・徳山・防府・山口・萩・宇部・小野田・下関）の地域窓口（通称：地域産業保健センター）において、労働者50人未満の事業場に対し産業保健に関する様々な相談対応や個別訪問支援を行っています。利用はいずれも無料です。



- 電話番号 083-933-0105
- 時間 8時30分～17時15分
(土日祝、年末年始休暇を除く)
- 場所 山口市旭通り2丁目9-19
山口建設ビル4階

【治療と仕事の両立支援相談窓口】

がんなど反復・継続して治療が必要となる疾患に罹患された方が、治療を受けながら仕事を続ける「治療と仕事の両立」に関する相談並びに事業場における両立支援の取り組み方等について、下記の相談窓口において、両立支援コーディネーター基礎研修を修了した専門スタッフが支援します。利用はいずれも無料です。

なお、出張相談窓口は、「要：相談予約」を除き事前の予約は不要ですが、予約された方を優先しますので、事前予約されたいときは山口産業保健総合支援センターまで申し込んでください。

相談窓口	住所・電話番号	相談日時
山口産業保健総合支援センター	山口市旭通り 2-9-19 山口建設ビル4階 電話：083-933-0105	平日 9:00～17:00
山口労災病院	山陽小野田市大字小野田 1315-4 1階 医療福祉相談室 電話：0836-83-2881	平日 13:00～17:00
山口大学医学部附属病院 「出張相談窓口」	宇部市南小串 1-1-1 外来診療棟 1階 患者相談室 電話：0836-22-2074	毎週火曜日 11:00～15:00
山口県立総合医療センター 「出張相談窓口」	防府市大字大崎 10077 1階 患者相談室 電話：0835-22-4411	第2、第4水曜日 11:00～15:00
岩国医療センター 「出張相談窓口」(要：相談予約)	岩国市愛宕町 1-1-1 2階 医療相談室 電話：0827-34-1000	随時 日にち、時間は調整
周東総合病院 「出張相談窓口」(要：予約相談)	柳井市古開作 1000-1 1階 地域医療福祉相談室 面談室 電話：082-22-3456	随時 日にち、時間は調整
山口県済生会下関総合病院 「出張相談窓口」	下関市安岡町八丁目5番1号 1階 相談室 電話：083-262-2300	第3金曜日、随時 10:00～13:00
長門総合病院 「出張相談窓口」	長門市東深川 85番地 1階 地域医療福祉連携室 面談室 電話：0837-22-2220	第3金曜日 10:00～13:00
徳山中央病院 「出張相談窓口」	周南市孝田町 1番1号 2階 面談室 電話：0834-28-4411	第3火曜日 10:00～13:00

【労働ほっとライン】

山口県では、各種労働問題に専門家である社会保険労務士が電話でお応えする労働ほっとラインを開設しています。

- 電話番号 083-933-3232
- 相談時間 9時～18時（土日祝、年末年始休暇を除く）
- 場 所 山口市滝町1-1（県庁内）
- メールでの相談も受け付けています。

roudou@pref.yamaguchi.lg.jp

【山口県社会保険労務士会】

まずは、「ご予約」のお電話をおかけください。

- 電話番号 0120-939-664
- 相談時間 月曜日から金曜日 9時～17時
（電話・対面相談 毎週木曜日14時～17時）
- 場 所 山口市中央4丁目5番16号
山口県商工会館2階

【法テラス山口】

法テラス山口では、法的トラブルに応じた一般的な法制度や相談窓口をご案内します。また、経済的に余裕のない方のための無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行っています。（ご利用には一定の条件があります。）

無料法律相談には事前の予約が必要です。まずはお問い合わせください。

- 電話番号 0570-078353
（IP電話ご利用の方050-3383-5490）
- 相談時間 9時～17時（土日祝、年末年始休暇を除く）
- 場 所 山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2階

【ハローワーク（公共職業安定所）】

就労に関する国の総合相談窓口です。

○利用時間 8時30分～17時15分

（土日祝、年末年始休暇を除く）

事務所名	住 所	電話番号
山口公共職業安定所 （ハローワーク山口）	山口市神田町 1-75	083-922-0043
下関公共職業安定所 （ハローワーク下関）	下関市貴船町 3-4-1	083-222-4031
宇部公共職業安定所 （ハローワーク宇部）	宇部市北琴芝 2-4-30	0836-31-0164
防府公共職業安定所 （ハローワーク防府）	防府市駅南町 9-33	0835-22-3855
萩公共職業安定所 （ハローワーク萩）	萩市平安古町 599-3	0838-22-0714
萩公共職業安定所 （長門分室）	長門市東深川 1324-1	0837-22-8609
徳山公共職業安定所 （ハローワーク徳山）	周南市徳山 7510-8	0834-31-1950
下松公共職業安定所 （ハローワーク下松）	下松市東柳 1-6-1	0833-41-0870
岩国公共職業安定所 （ハローワーク岩国）	岩国市山手町 1-1-21	0827-21-3281
柳井公共職業安定所 （ハローワーク柳井）	柳井市南町 2-7-22	0820-22-2661
山口労働局職業安定課	山口市中河原町 6-16	083-995-0380

◆障害者における相談窓口

【山口障害者職業センター】

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

まずは、お問い合わせください。

○電話番号 0835-21-0520

○相談時間 8時45分～17時

（土日祝、年末年始休暇を除く）

○場 所 防府市岡村町3-1

【障害者就業・生活支援センター】

障害をお持ちの方が自立した生活を送るために、就業とそれに伴う生活に関する支援を行います。

名 称	電話番号
障害者就業・生活支援センター蓮華（岩国・柳井）	0827-28-0021
障害者就業・生活支援センターワークス周南（周南）	0834-33-8220
鳴滝園障害者就業・生活支援センターデパール（山口・防府）	083-902-7117
光栄会障害者就業・生活支援センター（宇部・小野田）	0836-39-5357
なごみの里障害者就業・生活支援センター（下関）	083-262-2116
ふたば園障害者就業・生活支援センターほっとわーく（長門・萩）	0838-21-7066

◆その他の相談窓口

【市町社会福祉協議会】

各種福祉制度の申請など福祉に関する相談窓口です。

事務所名	住 所	電話番号
下関市社会福祉協議会	下関市貴船町 3-4-1	083-232-2001
宇部市社会福祉協議会	宇部市琴芝町 2-4-20	0836-33-3131
山口市社会福祉協議会	山口市上豎小路 89-1	083-934-3538
萩市社会福祉協議会	萩市大字江向 510	0838-22-2289
防府市社会福祉協議会	防府市緑町 1-9-2	0835-22-3907
下松市社会福祉協議会	下松市西市 2-10-16	0833-41-2242
岩国市社会福祉協議会	岩国市麻里布町 7-1-2	0827-22-5877
光市社会福祉協議会	光市光井 2-2-1	0833-74-3020
長門市社会福祉協議会	長門市東深川 1321-1	0837-22-8294
柳井市社会福祉協議会	柳井市南町 3-9-2	0820-22-3800
美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分 320-1	0837-52-5222
周南市社会福祉協議会	周南市速玉町 3-17	0834-22-2115
山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市千代町 1-2-28	0836-81-0050
周防大島町社会福祉協議会	周防大島町大字小松 125-2	0820-74-2948
和木町社会福祉協議会	和木町和木 2-15-22	0827-52-8644
上関町社会福祉協議会	上関町大字長島 617-10	0820-62-0695
田布施町社会福祉協議会	田布施町中央南 16-1	0820-53-1103
平生町社会福祉協議会	平生町大字平生村 618-2	0820-56-8000
阿武町社会福祉協議会	阿武町大字奈古 3081-5	08388-2-2615

【弁護士会、社会保険労務士会】

無料・有料（30分で5千円程度）で相談に応じています。

事前に事案の内容、自分と会社の主張を1～2ページ程度にまとめ、就業規則等関連資料を準備した方がいいでしょう。

〈参考〉

◆労働紛争対応窓口

申立て等は以下の機関に行います

【厚生労働省山口労働局】(P45)

山口労働局（山口市）内の他 県下7ヵ所の労働基準監督署内にあります。

双方の話合いによる解決を促すため、労働局長による助言・指導が行われ、この段階で解決することがあります。

【紛争調整委員会】

斡旋委員が入り、調整を行い、斡旋案を示します。利用は無料です。

【山口県労働委員会】

山口県庁内にあります。県の「あっせん員」が紛争の解決を支援します。利用は無料です。

【労働紛争解決センター山口】

山口県社会保険労務士会（山口市）内にあり社会保険労務士が調整、斡旋を行います。利用は無料です。

【労働審判委員会】

山口地方裁判所（山口市）で行われます。まず調停を試み、まともななければ、労働審判となります。

インターネット情報

☆がん情報サービス

<https://ganjoho.jp/>

☆がん対策情報センター

<https://www.ncc.go.jp/jp/cis/>

☆治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

☆治療と仕事の両立支援(独立行政法人 労働者健康安全機構)

<https://www.ryoritsushien.johas.go.jp/>

☆山口県のがん対策ホームページ

山口県のがん対策

🔍 検索

【初版制作協力者】

がん患者サポートブック作成ワーキング会議委員名簿

分野	所属	氏名
がん看護専門看護師	山口県立総合医療センター 看護部	山本 知美
がん拠点病院相談員 (医療ソーシャルワーカー)	総合病院山口赤十字病院 医療社会事業部	橘 直子
社会保険労務士	藤井社会保険労務士事務所	藤井 悌一

※所属等は平成 27 年 4 月の初版発行時のものです

わたしメモ

1人でも多くの方々の
お役に立つことを願って……





山口県がん患者サポートブック

がんと 仕事とお金

第4版

あなたや家族ががんになっても
自分らしく過ごせるように…

編集・発行

山口県健康福祉部 医療政策課

〒753-8501 山口市滝町1-1 電話083-933-2961

平成27年4月 第1版 発行・令和6年1月 第4版 発行